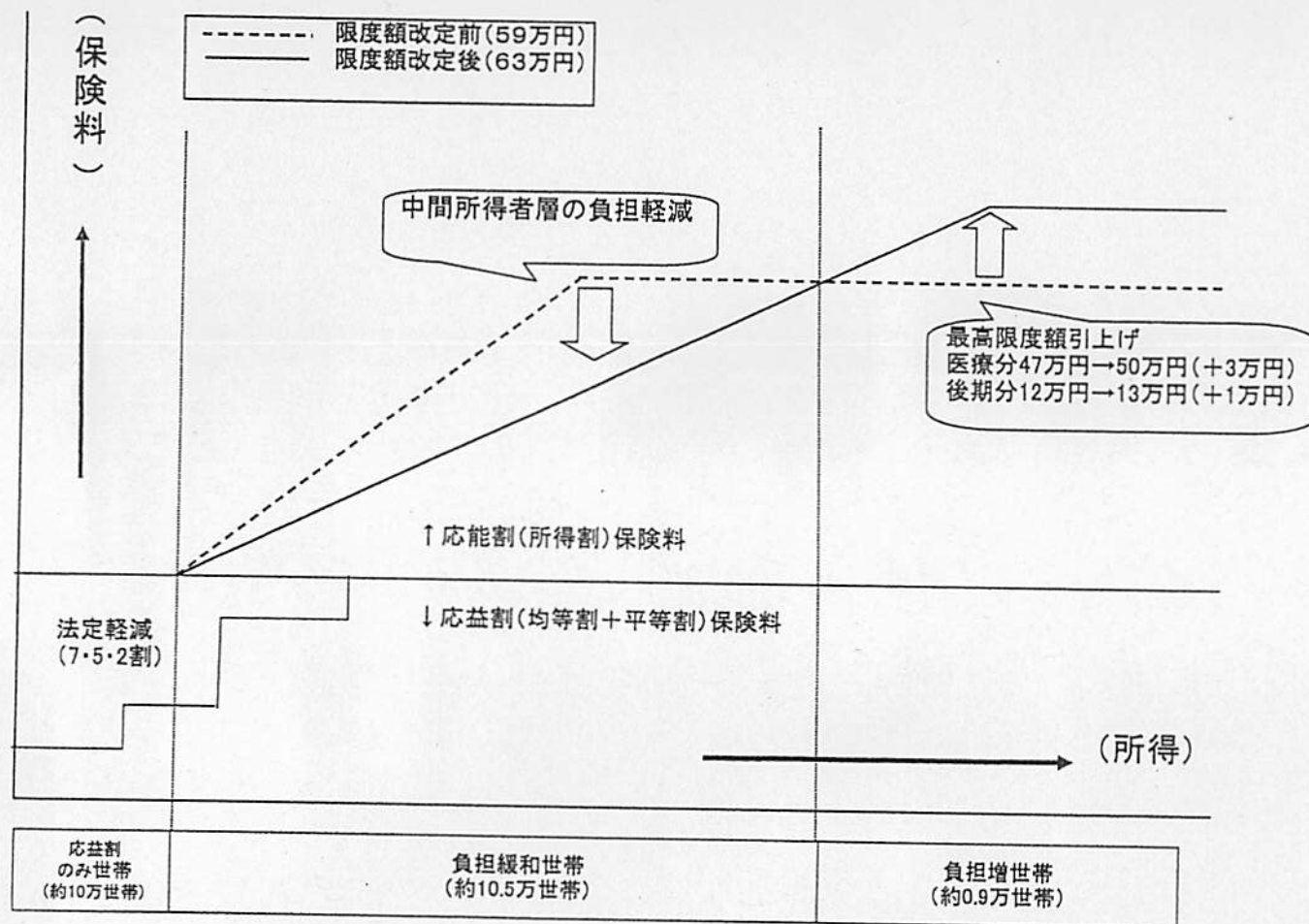


医療分保険料・後期高齢者支援分保険料の最高限度額の改定[諮問事項]

国において政令改正が予定されており、本市においても、中間所得者層の負担軽減の観点から、医療分保険料の最高限度額を47万円から50万円に、後期高齢者支援分保険料の最高限度額を12万円から13万円(合計59万円から63万円)に改定することとしたい。

○最高限度額の改定による、医療分・後期高齢者支援分保険料の変化のイメージ



○最高限度額世帯の保険料負担率

給与支払額に対する保険料額の割合

(2人世帯モデル)

限度額59万円(医療分47万円 +後期12万円)の場合	
中間所得者世帯 (所得300万円)	8.8%
最高限度額世帯 (所得550万円)	7.9%
限度額63万円(医療分50万円 +後期13万円)の場合	
中間所得者世帯 (所得300万円)	8.7%
21年度まで最高限度額であった世帯 (所得550万円)	8.4%

限度額世帯の方が負担率が低い。限度額を引き上げた場合、中間所得者は負担率が下がり、最高限度額世帯が上がることで、負担率が均等に近づく。